

(別添1)

子育て応援パスポート協賛店・子育て応援駐車場の新規開拓及び
子ども・子育てサポート施設の情報収集等業務仕様書

1 業務の名称

子育て応援パスポート協賛店・子育て応援駐車場の新規開拓及び子ども・子育てサポート施設の情報収集等業務（以下、「本業務」という。）。

2 業務目的

子育て応援に協力する施設・事業所等の新規開拓及び子育て当事者が必要とする情報の収集を行い、安心して子育てできる環境整備及び子育て世帯の負担軽減を図る。

3 用語の定義

本業務における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) とっとり子育て応援パスポート

子育て世帯に対して商品等の割引、ポイントの加算、粗品のプレゼント及び商品引換等のサービスを提供する協賛店舗（以下、「協賛店」という。）で使用することができる18歳以下の子どもの養育者に対して発行する、鳥取県独自のパスポート（以下、「子育てパスポート」という。）。

(2) 子育て王国とっとりアプリ

子育てパスポートをスマートフォン等電子上で使用できる、鳥取県が開発した子育て支援アプリケーション（以下、「子育てアプリ」という。）。電子上で子育てパスポートの表示や協賛店検索、子育て支援情報等を利用者に発信できるPUSH通知等の機能を有する。

(3) 子育て応援駐車場

妊娠中の方や就学前の乳幼児を連れた方等が優先して利用できる駐車区画（以下、「応援駐車場」という。）。利用者の申請手続きは不要であり、利用許可証の発行は行わない。

(4) とっとりUDマップ

バリアフリー施設や協賛店の情報を提供する電子地図（以下、「UDマップ」という。）。登録施設・事業所等には管理者ログインIDとパスワードが発行され、適宜、情報の変更・更新が可能。

(5) 子ども・子育てサポート施設

子どもの健やかな成長及び子育ての負担軽減に寄与する施設として以下のア～オに例示するものをいう（国及び地方自治体が設置しているものを除く。）。なお、該当施設の判断に疑義が生じた場合は、発注者に確認すること。

ア 子ども（未就学児を含む。）が遊べる施設。

イ 地域の人材を活用して子どもが参加できる習い事（学習塾を除く。）やイベント等を開催している施設。

ウ 子ども食堂、フリースクール及び子どもが自習を行える施設等、子どもの居場所となる施設。

エ ベビールーム（授乳室）、おむつ交換台及びキッズスペース等の設置や、ベビーカーの貸出等、子育て当事者への配慮を行っている施設。

オ 子育てについて相談したり学んだりできる施設及び子ども連れでも利用しやすい飲食店やリラクゼーション施設等、子育て中の親が一時的な休息をとれる施設。

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 基本事項

- (1) 受注者は委託業務に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効果的に行うこと。
- (2) 受注者は業務実施のために必要な人員を確保し、適切に実施すること。また、必要に応じて業務遂行に関する実施管理責任者を配置すること。
- (3) 業務上知り得た情報は取り扱いに十分注意し、適切に管理すること。特に、個人情報等の漏洩には十分注意し、万が一問題が発生した場合は速やかに県に報告すること。これは、業務期間終了後も同様とする。
- (4) 受注者は、発注者の承認を得ないで本業務で得た成果品（成果品には情報を含む。）等を使用、貸与又は公表してはならない。これは業務期間終了後も同様とする。また、本業務で収集した情報は発注者が広く県民に発信していくものであることを、予め相手方に説明すること。
- (5) 受注者は、本業務の趣旨やUDマップのシステムの操作方法等を十分に理解したうえで業務を遂行すること。なお、UDマップのシステムについての受注者への説明は、発注者が行うものとする。

6 業務内容

(1) 子育てサポート協賛店・応援駐車場の新規開拓

子育て当事者の利用が多く見込まれる施設・事業所等のうち、協賛店未登録及び応援駐車場未設置の施設・事業所等（以下、「未開拓店」という。）に対して交渉を行い、新たに協賛店への登録及び応援駐車場の設置を促進させること。

ア 交渉数及び登録数

以下のとおり最低登録数を設定する。また、受注者は最低登録数を超える登録数の達成を見込む場合は、目標数値（裏付け、スケジュールを含む。）の提案を行うこと。

| | 最低登録数 | 目標数値 |
|-------|-------|---------------|
| 協賛店 | 50 店舗 | 受注者において提案すること |
| 応援駐車場 | 25 か所 | |

※ 本社・本店から施設が独立している支店・事業所等も店舗または施設の一つに勘定する。

イ 交渉実施方法等

- ① アにより提案する目標数値の達成が見込まれる交渉実施方法を提案すること。なお、交渉あたっては、未開拓店の意思に反する方法で成立させることは認めない。また、応援駐車場については、民間事業者を対象に鳥取県が交付する「子育て応援駐車場整備促進事業補助金」を周知し、積極的な活用を促すこと（補助金詳細については下記添付 URL を参照。）。

鳥取県ホームページ URL (<https://www.pref.tottori.lg.jp/314608.htm>)

- ② 交渉先は、子育て当事者の利用が多く見込まれる施設・事業所等とし、鳥取県の各地区（東部・中部・西部）で、人口比を目安として登録数に偏りが生じないようにすること。なお、協賛店及び応援駐車場の現状数値は以下のとおり。

（令和6年2月時点）

【協賛店】

2,071 店舗（うち東部：842/中部：346/西部：659/その他（県外を含む）224）

【応援駐車場】

14 施設（うち東部：6/中部：1/西部：7）

- ③ 交渉成立した未開拓店に UD マップの説明及び情報登録（協賛店の登録作業を含む。）の支援を行うこと。応援駐車場の新規登録のみの場合は、法人名称及び施設・事業所等の名称（個人事業主の場合は個人名及び施設・事業所等の名称）、所在地（郵便番号を含む。）、電話番号、メールアドレス、営業時間（定休日を含む。）、施設概要、対象者、HP 等の URL、代表者名、担当者名等の情報が UD マップの登録にあたって必要となることを説明すること。ただし、双方協議の上、内容を変更する場合がある。なお、UD マップはシステム改修予定であり、応援駐車場はシステム改修後に反映されるため、応援駐車場の情報登録の支援は、システム改修後に行うこととする。
- ④ 月毎の業務実績として、交渉数、交渉した施設・事業所等の名称、交渉日、交渉実施方法、交渉結果（交渉の進捗状況を含む。）を当該月の翌月 10 日までに指定様式により発注者へ報告すること。

ウ その他

アに定める最低登録数に達しなかった場合、変更契約により契約金額を減額する。減額する金額・時期は、契約締結後、速やかに双方協議の上、決定する。

(2) 子ども・子育てサポート施設の情報収集

子育て当事者が必要とする子ども・子育てサポート施設に関する情報を収集すること。

ア 情報収集数

次のとおり最低情報収集数を設定する。また、受注者は最低情報収集数を超える情報収集数の達成を見込む場合は、目標数値（裏付け、スケジュールを含む。）の提案を行うこと。

| 最低情報収集数 | 目標数値 |
|---------|---------------|
| 100 か所 | 受注者において提案すること |

イ 情報収集実施方法等

- ① アにより提案する目標数値の達成が見込まれる実施方法を提案すること。なお、訪問先及び聞き取り先の意思に反する方法で情報収集することは認めない。
- ② 収集する情報は 3（5）に定める施設の情報とし、鳥取県の各地域（東部・中部・西部）で、人口比を目安として情報収集数に偏りが生じないようにすること。また、3（5）アからオに定める施設の情報を満遍なく収集すること（アからウの情報収集数は全体の 50%以上とし、エ、オの情報収集数は残りの各半数程度を目安とすること。）。なお、アの施設については屋内施設を優先して情報収集すること。
- ③ 収集内容は、法人名称及び施設の名称（個人事業主の場合は個人名及び施設の名称）、所在地（郵便番号を含む。）、電話番号、メールアドレス、営業時間（定休日を含む。）、施設概要、対象者、HP 等の URL、代表者名、担当者名、利用者の声等を基本とする。ただし、双方協議の上、内容を変更する場合がある。
- ④ 情報収集が完了した施設には、UD マップの説明及び情報登録の支援を行うこと。なお、UD マップはシステム改修予定であり、子ども・子育てサポート施設はシステム改修後に反映されるため、子ども・子育てサポート施設の情報登録の支援は、システム改修後に行うこととする。
- ⑤ 月毎の業務実績として、情報収集をした施設・事業所等の名称、情報収集日、情報収集方法、情報収集結果（情報収集の進捗状況を含む。）、3（5）の区分、収集した情報を当該月の翌月 10 日までに指定様式により発注者へ報告すること。

ウ その他

アに定める最低情報収集数に達しなかった場合、変更契約により契約金額を減額する。減額する金額・時期は、契約締結後、速やかに双方協議の上、決定する。

(3) 子育てパスポート協賛店の情報整理・更新作業

現在登録されている協賛店の情報を整理するため、別途、発注者が指定する活動の有無が確認できない協賛店 200 店舗に対して電話・訪問等による意向確認を行うこと。

ア 活動継続と活動終了の定義

| 活動継続 | 活動終了 |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 事業所の運営が確認でき、かつ代表者から活動継続の意向が確認できた場合 | 事業所の運営が確認できない、または代表者から活動終了の申し出があった場合 |

イ 作業内容

- ① 発注者が指定する協賛店 200 店舗に対して電話・訪問等の方法により、代表者の意向確認または運営の確認を確実にすること。
- ② ①の確認結果に応じて以下のとおり対応を行うこと。

| 活動継続 | 活動終了 |
|--|---------------|
| 店舗情報の確認（所在地、電話番号、メールアドレス、協賛内容、HP 等）、UD マップ利用方法の再説明と定期的な情報更新の依頼 | 発注者に随時報告すること。 |

- ③ 月毎の業務実績として、確認を行った協賛店舗の名称、確認日、確認方法、確認結果（情報整理・更新作業の進捗状況を含む。）、協賛店継続の可否を当該月の翌月 10 日までに指定様式により発注者へ報告すること。

ウ その他

発注者の指定する店舗数に達しなかった場合、変更契約により契約金額を減額する。減額する金額は、契約締結後、速やかに双方協議の上、決定する。

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

9 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに 8 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

11 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

12 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

13 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

14 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

15 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

16 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

17 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務が完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出する。また、完了報告書とともに委託業務の実績報告書も提出すること。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内にその内容を検査し、合格と認めるときは、委託料の額を確定し、その旨を受注者に通知する。
- (3) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(1)及び(2)の規定を準用する。

18 委託料の支払

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、17(2)の通知を受領した後に行うものとする。
- (2) 発注者は、17(2)の検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

19 概算払

- (1) 18にかかわらず、発注者が必要と認めた場合は、委託料のうち、発注者と受注者が定めた額を受注者の請求により委託料を概算払することができる。
- (2) 受注者は、17(2)の委託料の額を確定の結果、既に支払を受けた委託料に不用額が生じたと

きは、発注者の指示に従い、その不用額を発注者に返還しなければならない。

20 違約金

受注者は、4に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

21 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

22 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

23 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 22(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力

団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(5) 発注者は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の1か月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

24 賠償の予定

受注者が23の(3)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

25 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、8の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

26 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

27 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

28 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県、乙は受注者（受託者）をいう。